

＝＝＝＝大阪高裁判決＝＝＝＝

廃プラリサイクル施設(かざぐるま)による 健康被害は、再び不認定

枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市で構成する北河内4市リサイクル施設組合の廃プラスチック中間処理施設（かざぐるま）や民間施設での廃プラリサイクル処理により、付近住民に健康被害が発生しているとして、その操業差止を求めた裁判の判決が、1月25日に大阪高裁でありました。

大阪高裁は、「人の健康に影響をおよぼす化学物質を排出している事実を認めることはできない」と判断した一審の大阪地裁判決を支持した上で、「2施設から排出された化学物質の濃度は環境基準をはるかに下回っており、健康被害が生じたとは認められない」として、控訴を棄却しました。

4市施設組合では、廃プラリサイクル施設は、付近住民に健康被害を発生させるような施設ではなく、安全な施設であると強調してきましたが、今回、大阪高裁でも、廃プラリサイクル施設による健康被害の発生は、再び否定されました。

おもな内容は、下の表のとおりです。

おもな争点と判決概要

主な争点	大阪高裁判決
廃プラスチック中間処理施設（かざぐるま）や民間施設から排出される化学物質によって付近住民に健康被害が発生したか。	廃プラスチック中間処理施設（かざぐるま）や民間施設からは，人体に影響を及ぼす有害物質の排出は，認められない。
未知物質による健康被害の危険性を理由に，操業差止は認められるか。	将来，未知物質により健康被害が発生するとの抽象的な危険論は，操業差止の理由にはならない。
付近住民に健康被害が発生しているとする疫学調査（住民アンケート）の結果に信憑性はあるのか。	疫学調査（住民アンケート）についての正確性・信用性が担保されておらず，この調査結果により，健康被害発生の原因が本件施設にあるとは認められない。
化学物質により付近住民に健康被害が発生しているとする専門医師の意見書は，認められるか。	付近住民に健康被害が発生しているとする専門医師の意見書の内容は，認められない。

用語説明

○^{いっしん}一審：ある訴訟において第一次に行われる裁判

○^{こうそ}控訴：一審の判決に不服のあるものが上級裁判所に取り調べのやり直しを求める手続き

○^{ききやく}棄却：裁判所に対する申し立ての内容に理由がないとして認めないこと